

今や、全亞細亞民族の一大決心を要するの秋である。わが日本國民は、たゞ支那の問題を解決するを以て國策とせず、全亞細亞を復興し、強化すべき博大なる氣宇を養はねばならぬ。支那の現問題は、實にその第一歩である。

乍併、その一步の成否は、恐らくは、かゝる全亞細亞復興の使命を果たし得るか否か。また日本が、全亞細亞に對する號令を爲し得るか否かの分岐點である。

國民の覺悟は、内には、唯一枚の紙、唯一粒の米を大切にすの、重大なる訓練に自己を置くと共に、外には、大亞細亞再建設の使命に向つて邁進するの、烈々たる堅志に燃えねばならぬ。

第六章 結論—戰時戰後の國民對策

一、國民精神力の昂揚

戰爭の場合に於て、必要缺く可らざる要素は、第一に一國の戰鬥力である。第二に一國の經濟力である。第三に一國の精神力である。外力に依存する支那の長期抗戰に對應し、廣汎なる攻撃力を不斷に發揮し、十全なる戰果を獲得して、最後の勝利を謳歌し、東亞大陸の經營に乗り出すには、以上の三要素の内、何れを先とし何れを後とすることは出来ぬ。たゞ戰鬥力を持續し、經濟力を充實する爲に

は、國民の精神力が横溢してこそ、此等の推進力となるのである。この精神力は、國民が本然の國體の眞姿に徹到し、久遠の日本の全體主義に還元する體驗から、祖國に對する感恩感激の至誠となりて天真流露するのである。絶對無比の國體が、一君萬民の三千年の國民思想を造り、父子相繼て脉々として血管に流るゝ傳統精神は、全く金剛堅固の不拔の信念である。即ち日本に於ては、古代より現代に及び、神儒佛三道の教が、絶對本然の國體觀の鎔鑛爐に陶冶されて、渾然たる日本精神を完成し、理性並に情操の上に於て、不退轉の理想に結晶されてゐるのである。

殊に佛教に於ては、全體性原理を教義の根本とし、其の全體が個

個に相互關係する立場より相異性原理を開き、更に之を人間生活に互融適用して、共存共榮の實生活に具現するを以て目的とするのである。而して此の指導原理を實究體得して、實踐道德の大本としたものが、佛教の知恩報徳である。故に佛教に於ては、四恩（國王の恩、父母の恩、衆生の恩、三寶の恩）を説示して、感恩感激の殉道的精神を宣布し、是を日本の無窮に傳へんとするのである。浩瀚にして會得するに苦しむ佛教は、一攫みにして言へば之れに盡きる。私の如きは、幼少にして父母より、佛教の強き感應的精神を打ち込まれ、長じて西洋哲學と並んで、佛教哲學の門戸を窺ひ、其の合理的教義の鉗槌を受け、これを通じて國體の尊嚴と皇恩の無窮とを體

得し、純一に君國の至恩に感激することが出来たのである。私は只君國に對して「有り難し」と思ふ外、何ものもない。

明治維新七十年、燦然たる文化の進歩を呈し、今日の如き國力の増進を示したるもの、史上未だ類例を見ぬ。これ素より歐米の科學文明を吸収して、學術の探究と未知の創造とに切磋琢磨したる成果であるが、其の原動力を考ふれば、我日本國民が維新開國の新國策に警覺し、建國の使命に邁進したるに在る。此の如きは全く我日本國民の、國家中心の先天的觀念の所産で、何れの國民も此の氣魄精神に比肩するものはない。かくの如き國民が、國家一旦緩急ある場合に處して、君國の前には權利も無く義務も無い、又名譽も無く財産

も無い、一切の條件も、要求も、報酬も、論賞も、凡て考慮の對象とはならない。不自覺、無意識の裡に、自然法爾として報國の至誠が湧き出づるのは當然である。謂はゆる『知らず識らず天の則に従ふ』のである。道德はこれが至徳であり、又これが日本國民の自發自勵の至上命令である。

たゞ近時、文化の發達に伴ひ、外來の個人主義道德が跳梁し、日本固有の道德精神を以て、舊來の道德として輕んずる風が増長した。殊に最近、左傾右傾、幾多の思想が雜然として混迷し、青年者流は何處に歸趨を求めんかに惑つて居る。其の結果、不朽の寶を棄て、顧みざらんとする傾向あるに至ては、其の愚や及ぶ可らず、其の憂

や測る可らざるものがある。

茲に試みに、世界大戦時に於ける、交戦國民の報國心の一端を引例して見よう。

世界大戦に於て、英國が戦線に送つた軍人の數は五百二十萬である、その中志願兵は約三百萬を數へた。その國に殉ずる精神の旺盛さは、貴族の子弟が、率先舉つて戦線に赴き、平和論者、非戦論者も、いざとなつては悉く進んで國難に殉じた。反戦主義を持ちながら、自ら進んで従軍を志願したもの、如きは、その主義を轉向したと言ふよりも、全く個人の思想よりは、國家の難を先きにするの、崇高なる精神からであつた。彼等が日本人以上に自由の思想を持ち乍

ら、一朝事ある場合に臨んで、祖國を重しとする精神は、自己の主義主張を外にして奮起したのであつた。オックスフォード、ケンブリッジの大學生の如き、其の多くは貴族の子弟であつたが、貴族なるが故に、國民の模範たるの覺悟を持つて、續々と従軍を志願した。オックスフォードに於ては、四千人の學生の中、三千人が志願従軍し、ケンブリッジに於ては、四千四百人の學生中、三千二百人が志願従軍し、その中二千人は戦死した。また上下兩院議員にして、従軍したものは實に三百人、法律家、辯護士等に於て従軍したものが三千人であつた。世界の貴族中、英國は最も優秀と稱せらるるのも故なきではない。

獨逸は、英國の如き志願兵制度の國ではなく、徴兵制度の國であるが、最後には十七歳より五十四歳までの人を戦線に送った。大學生は九割が従軍した。又佛蘭西は、上下兩院議員も、教師も、學生も、五十五歳まで全部銃を擔つて戦線に立つた。米國は、大西洋三千哩の波濤を蹴つて、百九十四萬の軍隊を大陸に送つて、遂に聯合軍側をして最後の勝利の鍵を握らしめた。

獨逸は、その平素より食料の自給自足の出来る國ではなかつた。愈々開戦となり、聯合國の嚴重なる經濟封鎖を受くるや、非常な困難に陥つた。この大戦中、獨逸は生理學者のパウル・エルバツハをして、獨逸人の體力を維持するに、何程のカロリーを必要とするか

を研究せしめて、その結果二千カロリーと決定するや、直ちに食料品に對して嚴峻なる統制を行つた。それまで獨逸人は、平均四千カロリーを攝つてゐたのであつた。戦役中一九一六年には飢饉に遭つて、獨逸人の食料は、一日平均僅かに千二百カロリーより、甚だしきは六百カロリーにさへ及んだ。かくて彼等は骨と皮ばかりとなり、激しき不安と飢餓とのために、彼等の容貌は恐ろしく變つて、何れもその苦惱に於て、發狂せんばかりの状態となつた。つまり、戦前、三杯の飯を攝つたものは、平均一杯で此の數年を過したのであつた。それでも彼等は、能く敵をして一步も自國に入れしめず、四年四ヶ月の長きに涉つて奮闘した。その偉大さは、人類史上に特筆すべき

ものである。

また聯合國側も、獨逸までには到らずとも、その忍苦に於ては、到底想像し切れぬものが有つた。

何れの國家に於ても、祖國の使命を果さんとする時に於ては、正に此の如くである。茲に、わが日本の正大公明の理想を、世界に宣布擴充するためには、今後如何なる困苦艱難にも堪へ得るの、牢固不拔の決心がなければならぬのである。

經濟的の用意覺悟と共に、精神力の重大なる事は、最も關心を有たねばならぬ事である。「永遠不變の精神力」、これこそ國を護り、戰に勝ち、國運を伸張する、強大なる原動力である。

二、國民經濟力の協調

今次の戦争はいつ終局するか、今日に於ては容易に斷言することは出来ぬ。蔣介石政權は、既に軍事上に於ても經濟上に於ても、殆んど再起す可らざる深傷を負ひながらも、尙ほ第三國の外力に依存して、長期抗戰を繼續しつゝある。蔣政權と其の軍隊とは、日本の正義の行動と皇軍の武威とに依て、結局は崩壊するに疑なきも、彼等が共産赤化の害毒に國を曝らし、老大なる奥地と、生活に窮する無智無數の人口とを利用して、無謀の舉に出づるに於ては、事必ずしも容易ではない。縱令戦争は近く終局するとしても、東亞永遠の

平和の經綸は、却てこれからを始期とするのである。

勿論北支に臨時政府あり、中支に維新政府あり、一連の指導精神に依て日本と協調の歩を進めつゝあるが、共に建立日尙ほ淺く、實力未だ十分ならず。殊に此等新政權は、文治派の中心人物ではあるが、武力は全く備へてゐない。故に日本は新政權に對して、政治、經濟、産業、教育、あらゆる方面に對しての指導助長が急務であると共に、占守地域の防衛保安に對しては、全然責任の衝に當らねばならぬ。故に占守地域が擴大すればする程、日本の責任と經費とは増大するのである。

之を要するに、日本には二個の重大使命がある。第一には蔣介石

政權と其の軍隊とを潰滅すること、第二には新政權を支持して大陸政策を進めることである。二つとも積極進取の躍進的大事業であるが、此の大業成就の前には、未曾有の國難試鍊がある。これを克服して、始めて勝利の榮冠は輝き、東亞の和平は確保せらる。茲に於て考へねばならぬことは、國民の經濟負擔力の問題である。

最近科學の進歩は、戰爭の形態をして、驚くべき大規模のものにした。今次の戰爭に於ける火器、航空機の發達と活躍とは、世界大戰に於ても見られざる大がかりの状態を呈した。隨て之に要する經費の多額なることは、從來の何れの戰爭にも比類なきものとなつた。即ち此の物と金とは、武力を活殺する戰爭の最大條件である。これ

有りて戦に勝ち、これ無くして戦に敗る、一國の經濟力は眞に近代戦に於ける黒幕の戦術である。

支那事變起りて正に十ヶ月、此の間、我國は幾千の戦費を調達したか。昨昭和十二年七月、蘆溝橋事件の勃發に依り、同年七月召集された第七十一臨時議會に於ては、北支事變費として五億七百餘萬圓を協賛した。續て國民政府の暴戻と、支那軍の擴大進撃とに依り、八月十五日、帝國政府は、事件不擴大、現地解決の原則を放棄して、斷乎たる措置を取るの已むなき旨を宣明し、隨て九月召集された第七十二臨時議會に於ては、臨時軍事費二十億二千二百餘萬圓を協賛した。即ち昨十二年中に軍事費として協賛したものが、合計二十五

億二千九百餘萬圓である。更に本年一月十六日、帝國政府は、頑迷なる國民政府を對手とせず、徹底的に之を潰滅すべき旨の重大聲明を發し、之に基いて本年の第七十三通常議會に於ては、四十八億五千餘萬圓の臨時軍事費追加豫算が提出され、議會は之を協賛したのである。即ち昨年以來、支那事件費は、總額七十三億餘萬圓の龐大なものとなつたのである。

之を金の運用の上より見ると、昭和十三年度の一般會計豫算は三十五億圓を超え、これに前述の昭和十三年度の臨時軍事費追加豫算額四十八億五千萬圓を加へると、昭和十三年度中に使用せらるゝ額は八十三億圓餘となる。此額は最近年度に於ける豫算の三倍以上に

該當するのである。而して之に對する財源は、其の一部は國民の増税に依て賄ひ、其の大部分は公債に依て支辨するのである。隨て昭和十三年度に於ける公債發行豫定額は、五十億圓の多額に上るのである。

此の戦費を、明治二十七八年日清戦役の二ケ年間、總戦費二億圓に比べると、既に三十六倍半となり、更に明治三十七八年日露戦役の二ケ年間、總戦費十九億八千四百萬圓に比して、これまた、既に三倍半である。尤も之には當時と物價の相違といふものを考慮の中に入れねばならぬ。明治三十六年の平均を基準として、日本銀行の東京卸賣物價指數によれば、昭和十二年末に於ては、約二倍・三に

なつてゐる。隨て明治三十七八年日露戦役當時の約二十億は、現在の約四十六億弱に換算されるから、今次の支那事變には、既に協賛した七十三億餘圓を、昭和十三年の末まで、一ケ年半の戦費と見て、あの國運を堵しての日露戦役一年半の戦費より、一・六倍を要する事となるのである。

而して問題は、日本は今後、いかなる長期戦にも堪へ得るや否やといふ考察である。凡そ戦費の調達は一國の全經濟力より推して之を考ふるが常識である。然らば之を明治三十七八年日露戦役に於ける我國の經濟力と、其の負擔した戦費との比例から照し合せて、こゝに國民の負擔力を卜することが、最も手近な方法であらう。即

ち日露戦争の前年たる明治三十六年と、今次支那事變の前年たる昭和十一年とを比較するに、明治三十六年に八億圓餘であつた銀行預金及び郵便貯金は、昭和十一年には百七十四億圓餘となつて居る、即ち二十一倍半の増加を示して居る。又明治三十六年に九億二千萬圓餘であつた會社拂込資本額は、昭和十一年度には百七十三億八千萬圓餘となつて居る、即ち十九倍近くの増加を示して居る。又明治三十六年に三十五億九千萬圓餘であつた手形交換高が、昭和十一年には六百九十八億五千萬圓餘となつて居る、即ち約十九倍半の増加を示して居る。又明治三十六年に輸出入合して六億六百萬圓餘であつた貿易が、昭和十一年には、輸出入合せて五十四億五千萬圓餘と

なつて居る、即ち約九倍の増加を示して居る。即ち是等其の他の日露戦争當時と、今日の經濟力とを、比較覈査の上綜合して、現日本の經濟力は、明治三十七八年戰役當時に比して、約十四倍餘と見るのが、今日の數字上から來る常識である。

更にも一つ他の大きな方面から觀察して見よう。それは一國の財政である。明治三十六年度の國の一般會計豫算は、二億四千九百萬圓であつたが、昭和十三年度の國の一般會計豫算は、三十五億圓を超過して、國費は十四倍になつて居る。即ち國民の經濟力から見ても、又一國の財政から見ても、十四倍に達して居ることは争はれぬ事實である。

之に依て類推するに、日露戦争當時の國民經濟力にして、十九億八千四百萬圓の戦費を賄つた日本は、其の十四倍餘の經濟力を有する今日に於ては、二百八十三億七千萬圓の戦費を支辨し得る比例となるのである。

若し之れを國民の所得上から見れば、日露戦争當時の國民所得は、十億六千五百萬圓であつた。然るに現在に於ては、概算ではあるが、百四十五億圓見當の國民所得になつて居る。此の國民所得を基礎にして、戦費の支辨を考察する時は、日露戦争に於て、十億六千五百萬圓の國民所得を以て、十九億八千四百萬圓の戦費を支辨した比例から推すと、現在百四十五億圓の國民所得を以て、二百三十八億圓

の戦費を賄ひ得ることとなる。要するに日露戦争當時に比して、現在の我國經濟力は飛躍的發展を示して居る、故に相當程度の長期作戦に當て、優に之を支辨するの可能性あることは明かである。

然れども日露戦役に於ては、戦費十九億八千四百萬圓の中、十四億八千四百萬圓は、之を公債及び借入金で以て支辨し、その中、八億圓は外債であつたことの記憶を再起する必要がある。加之、今次事變發生前に於て、日本は既に百億圓の公債を荷ひ、且つ今後國費の膨脹は驚く可きものがあらう。國民愛國心の發露は、現在の國民經濟の實力を以て、優に長期の戦費に堪へ能ふことは、我等の疑はざる所であるが、只國民は此の際國策順應の見地より、最も大な

る決心を固むるの要がある。

然らば此の蓄積せる經濟力を、漫然平時狀態その儘に置いて、以上の如き戰費が湧き出づるかと言ふことが、次に課せらるゝ問題である。抑々一國の經濟力なるものは、平時に於ては、國內の産業、經濟の各事業に分散せられ、それ〴〵別々の方面に向て活動の原動力を爲して居る。言を換へれば平和産業、平和金融として、平時の經濟活動を營んで居る。然るに平時の經濟活動は、分散を以て其の性能を發揮するが、戰時の經濟活動は、集中を以て其の目的を歸一するの別がある。故に如上の平時經濟力を轉じて戰時經濟力と爲すには、戰爭狀態の變化と推移とに對應して、戰爭の目的を遂行するべ

く、こゝに分散作用を統一作用にする必要がある。即ち戰時の場合に於ては、平和産業、平和金融を杜絶するのではないが、經濟活動の第一目的を戰爭の遂行に置き、第二目的を一般産業、一般金融に置くの必要がある。さればとて過度に分散作用を不活潑ならしむれば、一國の産業をして衰頽に導かしむるの外はない。故に此の戰時綜合統一の作用が、寛嚴宜しきを得るに於て、戰爭の目的は遂行せられ、且つ産業の振興も期待せらるゝのである。

戰時統制經濟は此の要件に於て必要已むべからざる措置である。茲に舉國一體の意義があり、國民協力の重要性がある。然れども協力には不自由を伴ひ、統制には苦痛を齎らす。然かも統制經濟政策

の方針にして、戦争状態と相應せず、殊に爲政者が經濟、産業の實際的事情に精通せずして、單に机上製作の統制經濟に墮するに於ては、一國の産業と經濟とに測らざる禍根を培ひ、却て角を矯めんとして牛を殺すの憂がある。爲政者は此の點に最も深く關心留意するの必要がある。

今次事變以來、政府が戦時經濟立法として、帝國議會に提出したもの、實に三十餘件の多きに上つた。之に對して我等は、嚴密の審議を凝らし、如上の理由を以て之を協賛したのである。勿論質すべきは具さに質し、指摘すべきは審かに指摘し、且つ修正、若しくは附帶決議を以て、統制の過度に失して、産業の衰運に陥らざるべき

細心の注意を拂つたのである。

以上の戦時經濟立法は相當複雑にして、且つ一々産業經濟の消長に關し、これと共に國民生活の安危に及ぶものであるが、殊に臨時資金調整法と、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律とは、非常時財政經濟政策の根本として、殊に一般平和産業に影響を及ぼすことは甚だ尠少でない。又戦時増税は國民生活に關する重大なる施設であるが、第七十二帝國議會に於て、北支事件特別税として約一億圓の増税が制定せられた。更に事件の擴大に伴ひ、第七十三帝國議會に於て、支那事變特別税法、及び臨時利得税法中改正法律が制定せられ、去る四月一日から施行せられて居る。之に由て支那事變

に關する増税は、曩きの北支事件特別税を廢止すると共に、新に約三億圓の増税となつたのである。莫大なる戦費は、財源として其の大部分は公債に俟つのであるが、其の一部は、銃後の國民が各自其の分に應じて、租税に依て國家の大業に協力する意味だから、大局論としては當然である。たゞ財政論としては相當意見のあることは言ふ迄もない。

以上現在の戦時經濟に就て、一般的考察を加へたが、本書の趣旨は別に存す。隨て茲に此等の經濟論を上下して、深く批判を爲すの餘地はないが、たゞ私は本節を終るに當り、總括的に、政府及び國民に向て一言を呈したい。

一、統制經濟は自主的統制を第一義としたい。元來統制は國民各自の自由なる經濟的活動を集中して、之を綜合統制し、更に自由活動の範圍に戻すのである。故に政府は統制立法を以て之を規矩しても、その適用と活動とは、成るべく各個人、各組合等の自主自治に委するを可とする。蓋し政府や吏僚は計畫立案に長じ、實業者は實際上の長短得失を諒得す。而して經濟機能は實際生活の上に作用す。故に立案は政府に於てし、運用は實業者の自治統制を主とすることが、戦時經濟機能をして、活潑圓滑ならしむる所以である。但だ自治統制の行はれざるものに對しては之を強制するの要がある。

二、日本の政治の基礎的觀念は全體主義に在る。日本の全體主義

は、『ナチス』や『ファッショ』の全體主義とは、其の根本を異にする。日本の全體主義は強者の權力を、全體的に強行するの意義は一つもない、いはゆる固有の『事あげせぬ』思想を根柢とし、偕調と協力とに依り、一體となりて進むのである。故に日本の立憲政治は爲政者が命令觀念を以て、國民に君臨する政治ではなく、國民が理解と秩序とを以て、爲政者に協力する政治である。政府と吏僚とは嚴に此の態度を取らねばならぬ。然らずんば百の行政刷新を施し、千の官吏制度を改正しても効果はない。統制經濟政策の實行に當ては、殊に政府の戒愼を要とする。

三、凡ての日本國民は、今次支那事變の本義並に目的を、はつき

りと認識する必要がある。支那事變に對する解釋や目的が、二三にさるゝ如きは、今次事變の確信を鈍らせる所以である。眞に正しき認識に立ち、不拔の確信を有すれば、義勇奉公の精神は、自から經濟活動の上に現はれ、物資、資金、勞力の統制集中作用が、不滿不平なき間に圓滑に運用せらるゝであらう。支那事變は日本政府の重大案件ではなく、日本國民の重大案件たることを、切實に都鄙朝野、あらゆる階級に徹底せしめ、國家的感激の下に自奮自勵の態度を取らしむることが、喫緊の要務である。

三、教育革新と思想對策

(此の一節は昭和十三年一月二十四日、第七十三帝國議會——衆議院本會議——に於て、政府の施政方針に對する私の質疑演説である)

私は教育、思想、並に人權の問題に就きまして、總理大臣、文部大臣、並に司法大臣に質問を致したのであります。

政府は去る十六日を以て、支那事變に對する重大聲明を發しまして、我國の時局對策の方針を表明せられました。此の方針は吾々が滿腔の賛意を表する所でありますが、之に對應する爲には、國民總動員を以て、非常の決心と準備とを整へて、取掛らねばならぬこと

と信じます。それに就て一昨日本議場に於きまして、近衛首相から施政の方針を承つたのでありますが、私が唯少しく物足らなく感じましたことは、教育改革の急務が特に擧げられて居らなかつたことであります。言ふ迄もなく現在の事變に對應しまして、其の目的を達成致しまするには、軍備の充實が根幹であります。是と共に國費の調達、生産力の擴充、銃後の處理、並に外交政策の併進が必要である。であります。多年の輿論でありますところの教育政策に、斷然たる改革の方針を樹て、速に之を實行するのでなくては、東亞の安定勢力たる帝國の使命を遂行することは、甚だ困難であると思ふ次第であります(拍手)。

世間では教育のやうなものは、支那事變とは大した関係がないではないか、だからさう云ふものは、此の際後廻してよからうと云ふ議論があるのでありますが、是は無理解千萬の謬論であります。殊に支那事變の解決は長期に亙ることを覺悟したのであります、事變が終つてから、ゆるく教育の改革に取掛ると云ふなら、それは即ち百年河清を俟つの類であります(拍手)。

更に考へまするのに、今度の事變の解決と云ひますことは、單に國際法上の形式に過ぎないのであります、現實の事柄と致しましては、一面無反省なる蔣介石政權の徹底的潰滅を斷行すると共に、他面には今日只今から、支那の新興政權に積極的の支援協力を與へ

まして、東洋文明を復興すると云ふ平和の事業に當るのであります。即ち和戰轡を駢べて進むの態勢を以て行くことが、是が動かすべからざる現在の事實と存するのであります(拍手)。だから此の事變中と云ふこと、事變後と云ふことの相違は、唯ほんの紙一枚の隔りに過ぎないと思ふのであります。是が即ち今度の長期戦の本質であらうと思ひます。故に私は今後の我國と致しましては、軍事行動の充實と共に、國內に於ても亦懸案となつて居りまする、國內革新諸政策の斷行を爲すことが、是が時局國策の缺くべからざる條件と信ずるのであります(拍手)。是に於て私は近衛首相に對しまして、革新政策に關する所の總理の御所信、竝に其の準備如何を承りたいの

てありますが、併し是は餘りに廣汎に互りますから、此の機會に於きましては、其の革新政策の一部、否な革新諸政策の總ての部分に關係を致しまする、或は他の言葉を以てすれば、革新諸政策運用の根幹となる所の教育改革の決心、竝に用意如何と云ふことを承りたいたのであります(拍手)。

現在の我國の教育制度は、明治五年に制定せられました制度でありまして、爾來七十年間の長い間に互つて居ります。此の七十年間と云ふものは、實に我國建國以來二千六百年の歴史の縮圖とも云ふべき時代でありまして、其の間に於ける國運の進歩、文化の普及は、一に教育の興へたる偉大なる功績であります。隨て此の時代には確

かに教育が時代を造つたと言つて宜いのでありますが、之に反して今日は、教育が時代の風潮に引摺られて居るのであります。是は近年教育が社會の目まぐるしい變化と、國民生活の著しい動搖に翻弄せられました、獨立の權威を失つた爲と存ずる次第であります。故に茲に思ひ切つた革新を斷行して、一は教育が國民の實生活に應ずるに共に、又一つは國民思想の羅針盤とならなければならぬと存ずる次第であります(拍手)。

然らば今日の教育の缺陷は何れにありやと申しますれば、之を簡單に申しますと、今日の教育は、第一には實務教育と學者教育とを混同して居る。第二には普通教育ばかりを正系と致しまして、産業

教育と云ふものを傍系と致して居ります。第三には準備教育に墮して、完成教育と云ふことを忘れて居ります。第四には形式教育の通弊に陥つて、綜合教育と云ふものに缺けて居ります、隨て箇々の技能者を造り得ることは出来ませんが、全人教育を爲すことは出来ないであります。第五には智育と徳育とを別もの扱ひに致しまして、物心兩者の融合教育にタッチして居らないのであります。第六には教育の機會均等が行はれないで、教育を受ける者も、又教育其ものも特權扱ひとなつて居ります。大體私は今日の教育の缺陷は、是等の點にあらうと存ずる次第であります(拍手)。隨て此の内容及び制度上の缺陷に對しまして、根本的改革を爲すことが、教育改革の目

標でなくてはならないと存ずる次第であります。而して教育の改革は全部一體の聯關性を有して居りまして、一つの教育機關を改革しようとするれば、直ちに縦の教育機關にも、横の教育機關にも、總て關係影響を及ぼすのでありますから、先づ一部分だけを改革して、更に次の部分を考へると云ふ行き方は、到底改革の目的を達成することは出来ないであります。仍て教育機關の全系統に互つて整然たる改革案を作り上げて、之を確定し、一時に斷行するのが理想であります、それが出来なければ、便宜上其の全體の定つたものの改革の、其の一部々々から實行することが、是が必要な條件と存ずる次第であります(拍手)。

今や我國は東亞の盟主として、曠古の大業に乗出さんとして居るのであります。潑刺たる生氣と權威ある指導精神とを缺いて居る所の教育界を、現状の儘に放置することは、即ち國民的活動の源泉を涸渇する所以でありまして、最早一步も之を許せないと存ずる次第であります。唯教育の改革は至難の事業であります、由來教育者は見識は高いが、眼界が狭い、各々自己の受持つ所の教育機關の殻に、蝸牛の如く固くなつて閉ぢ籠つて、活社會に疎く、大局に通ぜざる通弊があります。現に教育者の社會には帝大派がある、茗溪派がある、そんなものが狭い溝の中に唵喁して、多年暗闘摩擦が絶えないと云ふことを以ても、能く分るであらうと思ひます。故に私は教育

の改革は實際教育者の手では出來ない、仍て茲に各方面の衆智を集めて教育の改革案を作り、而して實際教育者の批判と諒解とを得て、之を斷行するの外はないと信ずるのであります(拍手)。今回教育審議會の設けられましたのは、此の焦眉の急務を痛感して、教育改革に着手する方針と存じますが、近衛總理大臣は果して私が以上擧げました理由を以て、教育の全般的改革を爲さんとせらるゝ方針でありますか、それとも或は單に一部分の改革を以て満足せられる御考でありますか。此の點は教育改革の重要な根本問題でありますから、明確に其の方針に就て御答辯を願ひます。又所管大臣の木戸文相の之に對する決心と準備も、此の機會に於て答辯あらんことを切

望するのであります(拍手)。

次に今回政府は、青年學校を義務教育制にすることを決定しまして、之を教育審議會に報告せられました。青年學校を義務制にするに云ふことは、私共年來の主張であります。唯之を實行するには、他の教育機關との離すべからざる聯關がありますから、全體的に教育制度の改革を編成して、其の改革の一部として行はなければならぬ性質のものであります。然るに政府は突如として、青年學校義務制を閣議に於て決定し、教育審議會をして其の方法のみを審議せしめようと云ふのであります。是は明に本末顛倒ではありませぬか。青年學校を義務制にすると云ふこと其の事が重大の改革でありまし

て、其の斷定こそ教育審議會で審議決定すべきものと思ふのであります。其の方法や細目などは、實は教育審議會に掛けなくても、教育の技師がやればそれで事足ると存ずる次第であります。而かも青年學校義務制を決定しましたのは、つい此の間即ち一月十一日の閣議であります、而して其の翌々日の十三日には、教育審議會が開會される順序になつて居たので、僅か二日間を待つことが出来ないと云ふ理由は何でありますか、吾々は全く此の點に就て諒解が出来ないのであります。尤も文部大臣の報告には、徵兵令改正の都合もあつてと云ふことでありました、それならば吾々は時局の認識に就ては、何人にも譲る者ではないのであります。時局の關係上必要とす

るならば、尙更のこと差支のない範圍に於て、其の説明を附して教育審議會に諮るべきものではなかつたかと思ふのであります(拍手)。さうなつた場合教育審議會は、時局との關係を知れば、恐らく速かに満場一致を以て可決致したと存じます。一體中味は、政府の專斷で自分から切取つて好い所を料理をする、糟粕のみを教育審議會に付議して料理をさせると云ふなら、畢竟教育審議會などと云ふものは、無用の長物ではないかと思ふのであります(拍手)。此やり方が私は謂はゆる官僚獨善の姿其ものだと思ふ次第であります(拍手)。併し私は、茲に此の問題を提出致しまして、敢て政府の責任を問ふと云ふ譯ではありませぬが、一體教育審議會を無視して、青年學

校の義務教育制を決めたり、税制審議會を顧みずして、増税を決定したりすると云ふことは、甚だ宜しくないのであります。若し今日が戦時體制下の政治であるからと云ふ理由であるなら、何事も政府の獨斷でやれることになります。戦時體制であればある程、尙更諮るべき機關を通じて、國民に諒解と安心とを與へて行ふことが、是が即ち眞の舉國一致の實が擧ることと存ずる次第であります(拍手)。愛國心に燃える國民は、決して政府が心配をなさる程、無理解な國民ではありませぬ、時局に對しては美しい犠牲的精神を發露すること、確信致します。是は近衛内閣の爲に甚だ惜しむべき態度でありますから、此の機會に一言申上げて置く次第であります(拍手)。

而して私が此の問題に關聯して、特に御答辯を願ひたいのは、今後の青年學校義務制は、私は本質的には同論であります。今後に残されたる教育上の重要問題は澤山あります。それが又今度のやうに率然閣議で豫め決定をして、教育審議會は後の祭の相談機關とするが如きことに至つては、是は餘程考へなければなりません。畏くも舊臘教育審議會の設置に當りましては、特に優渥なる上諭を下されてあります。私共は教育の刷新に御軫念あらせらるゝ思召を拜戴して、唯感激に咽んで居るのであります。吾々國民は此の深遠なる聖慮に狎れては畏多いこととあります。而して又吾々は政府の便宜手段の爲に、此の優渥なる聖旨に御奉公申上げる

機會を失ふことを恐懼する次第でございます(拍手)。近衛總理大臣竝に木戸文部大臣は、此の際教育の内容及び制度の改革は、今後必ず教育審議會に諮問せらるゝや否や、此の機會に御明答あらんことを乞ふ次第でございます(拍手)。

次に事變下竝に事變後の、國民の思想問題に就て、一言致したいと存じます。今回の事變に當つて連戦連勝、赫々たる武威を輝かしたことは、全く御稜威の然らしむる所でありましたが、又以て我が出征將士が死を鴻毛の輕きに比して、犠牲的精神を發露した結果でございます。此の忠勇なる同胞の犠牲的行動に對しては、國家竝に國民は何を以て之に報ゆべきか。或は勳章賜金の待遇があり、或は戦

死傷病者遺家族の救護ありと雖も、此の多數の人々を満足せしめ、益々其の愛國心を向上せしむるものは、國內の政治が時代の精神に適應し、國民生活の實體に伴うて行はれると云ふことにあると思ひます。思想問題の微妙なる重點は即ち此處にあると存ずる次第であります。勳章賜金を以て名譽を表彰し、物質的救護や復員就職を以て、經濟的生活を保障することは、勿論急務中の急務であります。長年月に互つての社會生活の均衡上から、動もすれば勃發せんとする不平不満を未然に防ぎ、政治の惠澤に喜ばしめることが、爲政者の著眼すべき要點であらうと思ひます(拍手)。即ち「寡きを患へずして均しからざるを患ひ、貧しきを患へずして安からざるを患ふ」、

此古い諺は、此の際國民、殊に政府の人々が熟讀翫味すべきことであると思ひます(拍手)。

殊に今回の事變は東亞永遠の平和と、東洋文明の復興と云ふ、遠大の理想の下に戦ひつゝある聖戰であるから、外には著々として此の目的を實現し、内には此の目的に副ふべき國內の刷新が行はるゝのでなければ、戦後の思想問題は、或は惧る、其の動向が之に向ふに非ずやと云ふことは、今からは眞劍に政府の検討すべき問題であらうと存じます(拍手)。此の意味を以て貴族院制度の改革の如き、或は議院制度の改善の如きは、身を以て犠牲とした多數先輩同志が、立憲政治を完成して民意を暢達するため、多年努力した其の志に酬

いる上からも、又多數の國民が、國家の前途のため、一死報國の誠を抽んでた今回の事變の目的から見ても、顯著なる着眼點とならねばならぬものと存じます(拍手)。殊に近衛首相は在野時代から、貴族院改革に熱意を有して居られるのであります、而して又貴族院制度調査會と云ふものは、既に久しく設立されてあるのであります、近來杳として其の消息を聞かないのであります。之に對する近衛總理大臣の御決意と御所見の程を承りたいのでございます。

次に私は司法大臣に質問致したい。司法大臣は今日登院になつて居らないやうであります、司法政務次官が著席して居られますから、どうぞ能く聴取られて、大臣に御傳への上、最近の機會に、司

法大臣から答辯あらんことを希望致す次第であります。抑々立憲政治の眞髓は言ふまでもなく、人權の擁護と伸張とにあるのであります。此の人權が完全に保護せられて居るか居ないかと云ふことが、文化の程度を測定するものと言つて宜しいのである。而して是等國民の權利保護に關する所の法律は、我國には既に完備して居るに拘らず、之が運用に當る所の官吏の實情を見ますと、往々にして是等法令の規定を無視し、人權を蹂躪して顧みない者があるのであります。斯くの如き心得違ひの者が多々あるが爲に、國民保護の機關は、却て國民怨嗟の府と化せんとしつゝある状態であります(拍手)。世界の歴史に徴するに、佛蘭西の革命も、露西亞の革命も、其他各

國國民思想の惡化と云ふものは、概ね官吏の人權蹂躪に原因せざるものなしと言つて宜からうと思ひます(拍手)。隨て目下の急務と致しましては、檢察制度を改善して、人權保護の實を擧げることが肝腎であります。故に本院に於きましては此點に就て屢々司法當局に警告し、殊に昨年第七十二議會に於きましては、司法制度改善に關する決議を爲しまして、其の改善を促した次第であります。然るに今日に至るも全国各地に於きまして、人權蹂躪の聲囂しいことは、洵に遺憾に堪へない次第であります。

而して其の重大なる影響は、單に人權のみならず思想界に波及しまして、國民の思想が明朗を失ふに至ります。現在思想不安の原因

と云ふものを擧げて數ふれば、多々あるのでありますが、其の有力なる原因の一つは、確に人權蹂躪に起因すると言つて宜からうと思ひます(拍手)。思想不安の間はまだ宜いと致しまして、進んで是がため、過激思想醸成の根據さへも造つて居るのであります。聖代の御代に斯の如き人權蹂躪が、官吏の手に依つて跳梁跋扈するが如きことは、實に我國の恥辱と言つて宜からうと思ひます(拍手)。殊に今日、官民協同、舉國一致を以て、時艱の克服に當り、國家の大業に進みつゝある際、司法界に此の如き官僚獨善が横行することは、由々しき大事でありまして、美しくしき國民の人權の爲に默過することの出來ぬ次第であります。近くは帝人事件、神奈川縣の集團放火

事件の如き、數年間天下を騒がした事件に鑑みて、司法官吏は深く自肅自戒せねばならぬと存ずる次第であります。然るに舊臘十二月二十四日の某新聞に掲載されました、鹽野法相の帝人事件の聲明を見ますると、判決を不當なるが如く言ひながら、而かも不服申立の方法を執らないのであります。是れ即ち自家撞著であると共に、嚴格に言へば司法制度の破壊に外ならないのであります(拍手)。又鹽野法相の談話に、被告人も反省するであらうと云ふことを言つて居りますが、斯の如き言を弄するが如きは、餘りに不謹慎の甚しきものでありまして、該事件に於て、折角明朗になつた空氣に、わざと一抹の暗影を投じて、社會に疑惑を投げ掛けたものでありまして、

洵に許し難き聲明と言はなくてはならないのであります(拍手)。鹽野法相は果して如何なる所信を有せられるのであるか、明快なる御答辯を願ひたいのであります。

私の質問は以上四點であります、總理大臣、文部大臣、竝に最近の機會に於きまして、司法大臣からの御答辯を要求する次第でございます(拍手)。(帝國議會質問の項終り)

四、列國に對する大國民の襟度

日本國民は今や蕞爾たる島國民ではない。一億の活氣に充てる國民と、日進月歩の文化とを以て、世界の表に往來する大國民である。

歐羅巴各國が互に接壤せる國土を擁して、勢力均衡の葛藤に日も是れ足らざる現在に於て、睡れる東亞に警鐘を打鳴らしつゝ、大陸國策に出發せんとする勇壯活潑の國民である。日本國民は今や須らく、此の各々の大目的を自覺して、輕佻淺薄の行動を戒め、悠揚迫らざる大國民の襟度を取らねばならぬ。

日獨伊防共協定は、今や我が外交の樞軸である。日本は益々獨伊兩國と親善を厚くして、世界に於ける防共の目的を達成すべきは言ふまでもない。然れど獨伊と結ぶ事が、英米を疎んずる理由にはならぬ。英國は前日の同盟國であり、米國は我が開國の先驅者である。英と言ひ、米と言ひ、佛と言ひ、白と言ひ、一朝の感情を以てして、

多年の親善關係を動かさんとするが如きは、我等の理性の許さざるところである。素より我等は國際聯盟に動く感情や、九國條約會議を支配する空氣を不合理とするものである。然れど斯かる國際感情には永續性はない。聰明なる列國が、其の一方的に、自國本位の立場のみより假定せる、豫期意向より離れて、東亞の現状を正視し、日本の眞意を理解し、且つ支那の將來を稽へて、冷靜なる判斷を下し、かくて其の感情の高潮より下れる時、必ずや本然の理性に立ち歸り、日本の主張と行動とに、無理なき認識を與へるであらう。而して日本は、列國をして一日も早くかゝる状態に導くの、用意と努力とが必要である。

獨逸や、伊太利や、今や新興勢力を以て世界に臨む。その旺盛なる愛國の體形と、潑刺たる國民の意氣とは、われら日本國民の、以て他山の石とすべきである。たゞ日本國民の一部中、我國と獨伊と親善なる餘り、其の獨裁主義政治の輝しきに酔うて、これを我國に移さんと主張するものあるに至ては、考へざるの甚しきものである。日本の國體と、日本の國民性とは、どんな時代にも動かぬ確固不拔の岩盤である。獨裁主義の政治を日本に適用せんとするのは、其の岩盤を動かさうとするに等しい。赤茄子は露西亞の畑に育ち、黒シヤツは伊太利人が着てこそ似合ふのである。我等は『ナチス』が今日以上に獨逸に成功し、『ファツシヨ』が伊太利に有終の美を濟すを

希望すると共に、我が日本には、立憲政治を完美して、君民一如の建國精神を發揚するの外なきを確信する。それよりは今日の問題は、如何にせば立憲政治の美を濟さしむるか。如何なる革新政策が、國家と國民との偕調となるかの工夫が焦眉の急務である。

私は茲に筆を擱くに當り、讀者各位と共に、昭和八年三月、國際聯盟脫退に際して下し賜はつた詔書を拜讀したい。その中に

然リト雖モ國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖モ固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚

スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

と示させられてある。日本の態度は、誤つて反省なき國民政府と、其の軍隊とのみが敵であつて。支那と支那國民とは敵ではない。まして締盟國は渝らざる友邦である。恣まに反英反米を鼓吹するが如きは、決して大國民の態度ではない。『承諾必謹』とは、夙に聖德太子が十七憲法中に垂示せられた萬代不易の教訓である。われら日本國民は、此の深遠なる詔書の聖旨を體し、詔を承けては必ず謹み、堂々として世界環視の眞唯中に立ちて、列國協調の下に、東亞復興の大業に當らねばならぬ。

惟ふに建國三千年、われら今、いみじくも日本帝國の名に於て、

天業恢弘の聖業に當る。銃を取て第一線に進むものも、國に在て銃後の守を固くするものも、共に大國民の風格を持して國運を拓開すべきである。

終

昭和十三年五月廿二日印刷
昭和十三年五月廿五日發行

日本の行く道

定價 金壹圓貳拾錢

著作兼
發行者 安藤正純

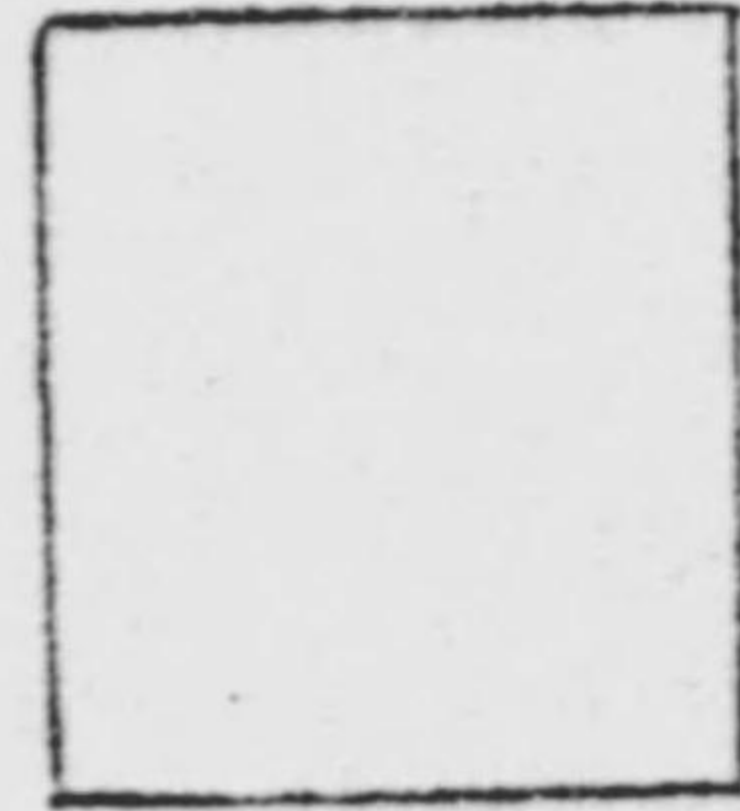
東京市豊島區巢鴨七丁目一八三四

印刷者 百目木智璉

東京市神田區三崎町二丁目一

印刷者 株式會社共榮舍

東京市神田區三崎町二丁目一



發行所

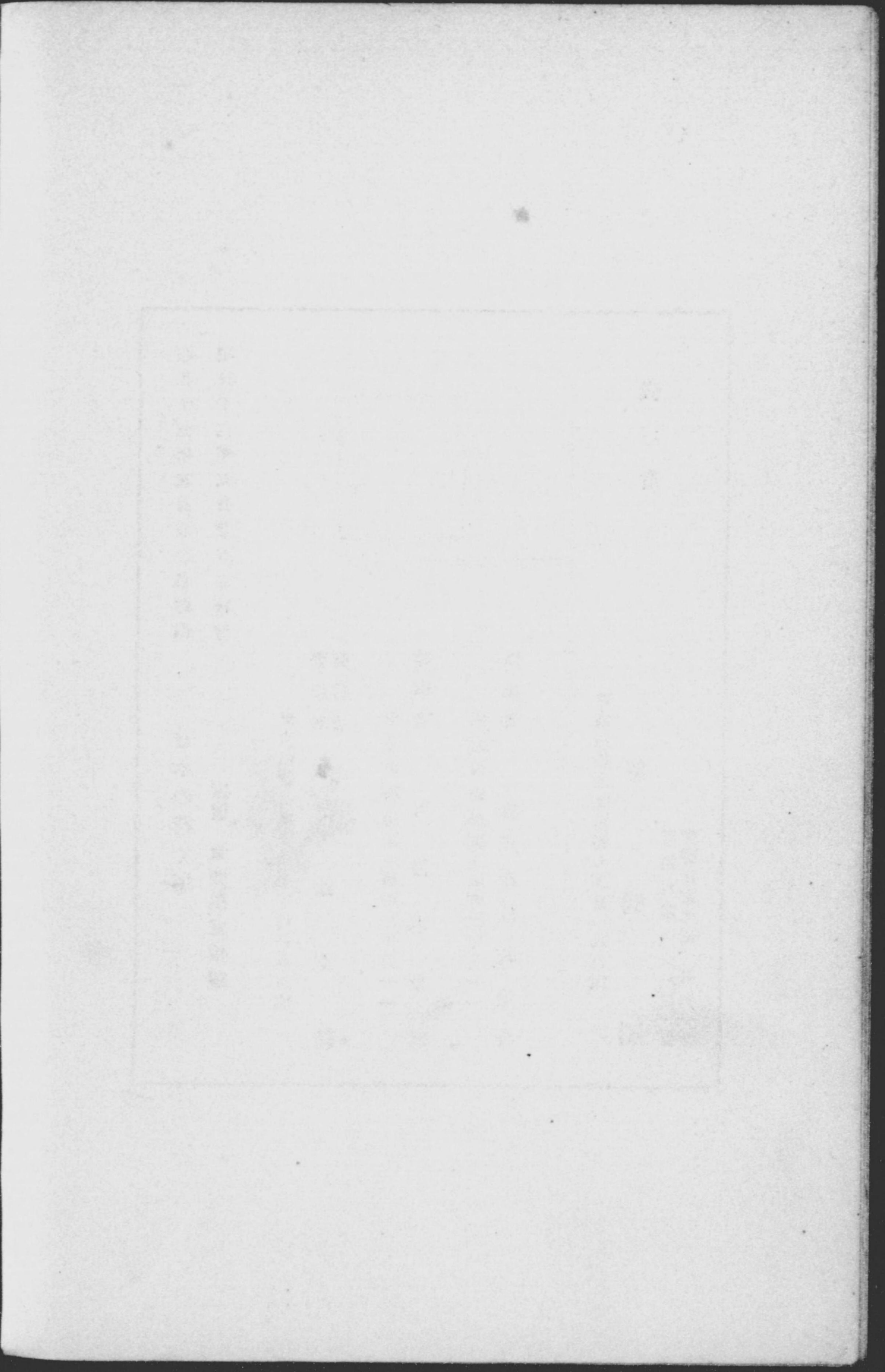
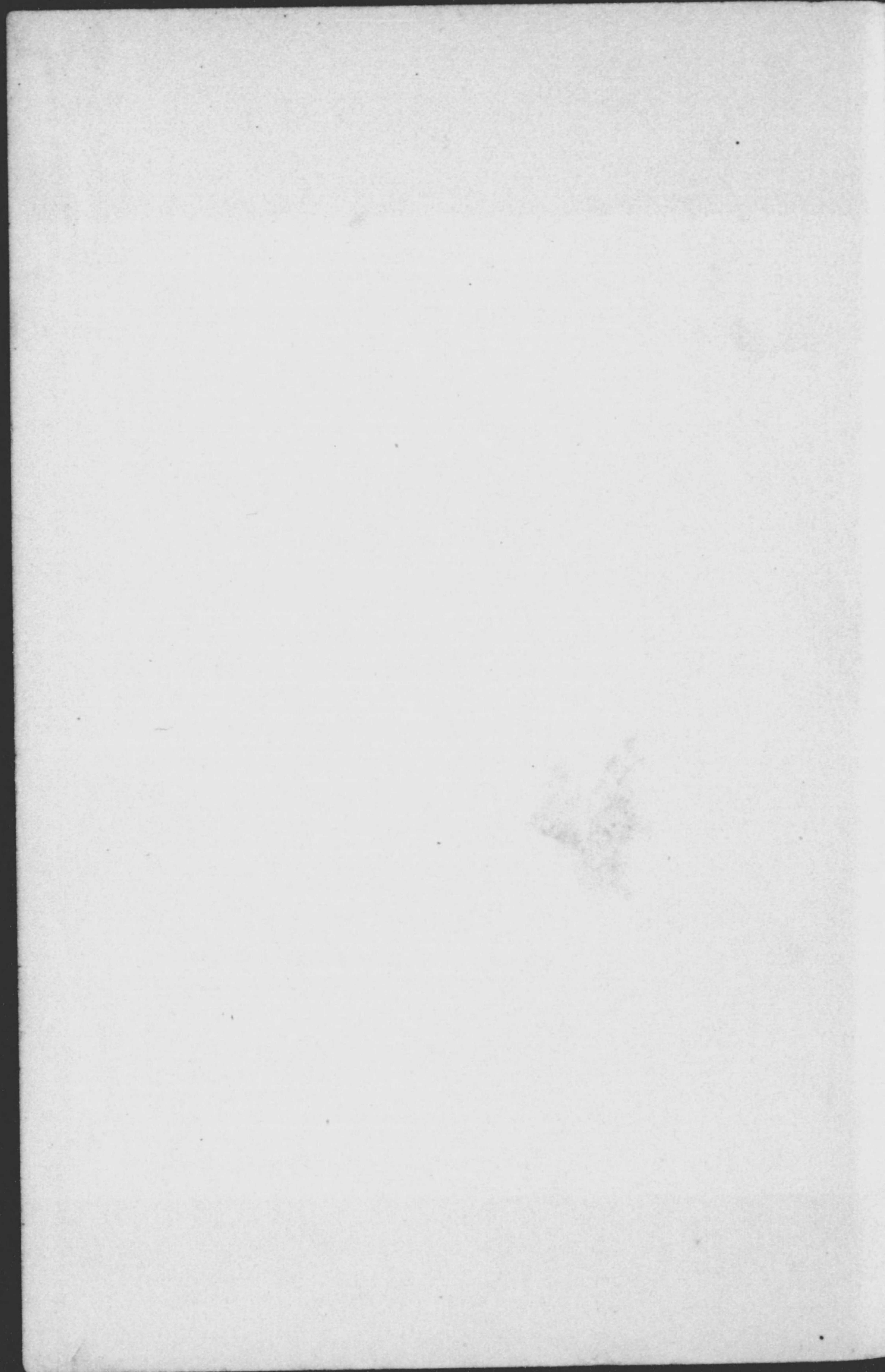
東京市豊島區巢鴨七丁目一八三四

望

鴨

閣

電話大塚一六〇〇番
振替東京九五、五六一番



750
42

189 年 5 月 29 日

和泉	日吉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉
和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉
和泉	和泉	和泉							

開覽濟

